

第 8 回定時評議員会議事録

平成 30 年 6 月 13 日 (水)

公益財団法人 佐野美術館



第8回定時評議員会議事録

1. 日 時 平成30年6月13日(水) 午前10時30分から午後11時35分

2. 場 所 佐野美術館 講堂

3. 出席者 総評議員数 8名

出席評議員 7名(敬称略)

稲田 精治 岩崎 清悟 緒明 春雄

小野 徹 佐野 昌彦 中村 仁 山田 勝三

欠席評議員 1名(敬称略)

有賀 祥隆

出席監事 2名(敬称略)

後藤 正博 森崎 祐治

出席理事

峰田 武理事長 渡邊 妙子副理事長・館長

事務局

小杉 則子理事・副館長 加藤 良晴理事・事務局長

4. 議 事

事務局小杉	[午前10時30分開会] 当公益財団定款 第26条の規定に基づき、評議員会の成立を報告し、評議員会の開会を宣する。また、監事の後藤 正博氏、森崎 祐治氏に出席していただいている旨、報告した。
峰田理事長	[理事長挨拶] 理事長より評議員会開催にあたり、挨拶がなされた。 [議長選出]

事務局小杉	<p>当公益財団定款 第 25 条の規定に基づき、評議員会の議長は評議員会会長が務める旨、説明する。</p> <p>[議長挨拶]</p>
議長 (稲田評議員)	<p>評議員会を始めるにあたり、稲田評議員会会長より挨拶があり、合わせて、出席評議員には議事運営に協力していただくよう発言があった。</p> <p>[議事録署名人の指名]</p>
議長	<p>これから議事に入りますが、議事に先立ちまして、本日の議事録署名人であります。当公益財団定款 第 30 条第 2 項に議長及び出席した評議員のうちから選出された者 2 名とされておりますのでこれに従います。議事録署名人はいかがいたしましょうか。</p>
一同	<p>「議長一任」</p>
議長	<p>議事録署名人に小野 徹氏、山田 勝造氏を推薦する。</p> <p>[議案上程]</p>
議長	<p>第 1 号議案 平成 29 年度事業報告並びに収支決算の件 第 2 号議案 大村家所有駐車場土地一部取得と取得資金調達 第 3 号議案 常勤理事の報酬の件</p> <p>の 3 件を上程する。</p> <p>[議案審議]</p>
議長	<p>(第 1 号議案) 第 1 号議案 平成 29 年度事業報告並びに収支決算の件について理事長の説明を求める。</p>
理事長	<p>本資料により、平成 29 年度事業報告について説明する。 本資料により、平成 29 年度収支決算について説明する。</p>

事務局 小杉・加藤	事業報告並びに収支決算について事務局が補足説明をした。
議長	収支決算について監事に監査報告を求める。
森崎監事	5月24日(木)に後藤監事とともに実施した会計監査において収支決算書は適正であることを確認した事を報告した。
議長	[質疑・応答] 第1号議案について、意見、質問等を求める。
議長	特に意見もなかったため、第1号議案について当公益財団定款第27条の規定により諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり可決された。
議長	(第2号議案) 第2号議案 大村家所有駐車場土地一部取得と取得資金調達の件について理事長の説明を求める。
理事長	大村家所有駐車場土地は美術館北側に隣接しており一族の住宅の他、契約駐車場を運営している。大村家は代々佐野家の庭園の整備を行う庭師であり、佐野家との繋がりも深い。しかしながら、大村家所有土地は美術館の土地を通らないと進入できない袋小路のため、一切の開発行為ができない土地である。昨年大村のおばあさんが亡くなったため、相続のこともあり、袋小路解消のため進入口となる美術館所有の土地の一部を譲渡してほしい旨大村家より依頼があった。 人道的に考えても、これに沿ってやる方が良いという意見が理事会でも全会一致で承認されたため、進入口土地の一部を譲渡することにした。いままでは、美術館の駐車場が少ないこともあり、人気がある展覧会の開催中は大村家所有の駐車場を無償で借りていたが、大村家所有の土地の開発により、駐車場の土地を第三者に売却された場合、美術館としても困るので、大村家所有の土地の一部を購入することとした。当該土地はおよそ20台の駐車が確保できる約156坪の土地であり、購入資金は金融機関で調達することとした。(購入資金は約5,200万円、三島信用金庫より) なお、返済は、当該土地の半分を契約駐車場とし、不足分は収益事業

議 長	<p>の収入一部を充てるため、収益事業用の土地として取得する。</p> <p>[質疑・応答]</p>
議 長	<p>第 2 号議案について、意見、質問等を求める。</p>
評議員会	<p>評議員全員より、「人道的立場から考えても、本議案は承認するが、当該土地を実地検分はしたい。」という意見がでたため、本評議員会終了後現地を視察することとした。</p>
議 長	<p>意見も出つくしたため第 2 号議案について当公益財団定款第 27 条の規定により諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり可決された。</p>
議 長	<p>(第 3 号議案)</p> <p>第 3 号議案 常勤理事の報酬の件について、理事長の説明を求める。</p>
理事長	<p>常勤理事の報酬は評議員会の議決事項です。加藤良晴理事は、この 8 月より年金を満額取得できる年齢となるため、常勤役員俸給表の 19 号俸より 11 号俸に減額することにします。このことにより、美術館の財政が少しでも軽減できるため、本人に了承いただいています。</p>
議 長	<p>第 3 号議案について、意見、質問等を求める。</p>
議 長	<p>特に意見もなかったため、第 3 号議案について当公益財団定款第 27 条の規定により諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり可決された。</p>
議 長	<p>議案の審議がすべて終了したので、閉会を宣言した。</p>
事務局小杉	<p>議案の審議等すべて終了を受けて、午前 11 時 35 分、公益財団法人佐野美術館の第 8 回定時評議員会を閉会した。</p>

以上、議事の内容を明らかにするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人が記名捺印をする。

平成 30 年 6 月 13 日 (水)

公益財団法人 佐野美術館

評議員会会長 稲田 精治 

評議員 小野 徹 

評議員 山田 勝造 